

## 道路掘さく許可申請における提出物チェックシート

### 申請書類一式(道路管理者宛には2部提出)

確認	提出書類	備考
	①道路掘さく許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工業者からの申請とすること。</li> <li>・施主は工事宅の氏名として、申請書のその他必要な事項に記載すること。</li> <li>・上下水道課から申請書裏面に確認印を押印してもらうこと。</li> </ul>
	②位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地図等の写し等</li> </ul>
	③横断図・断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装の場合、標準復旧断面図により復旧すること。</li> <li>・幅、深さの寸法を記載すること。</li> <li>・掘削位置の記載の他、影響幅を記載すること。</li> </ul>
	④構造図(あれば)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件の構造を記載すること。</li> <li>・幅、深さなどの寸法を記載すること。</li> </ul>
	⑤標準復旧断面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装の場合、添付すること。表層、上層路盤、下層路盤の幅はこれによること。</li> </ul>
	⑥現況写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況写真に掘削の設置個所にマークすること。</li> </ul>
	⑦交通規制図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削等により片側交互通行や全面通行止めにする場合、提出すること。</li> </ul>
	⑧地下埋設物確認書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道、東北電力、NTTなど</li> </ul>
	完了届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事が完了した後に必ず提出すること。</li> </ul>

#### 【注意点】

- ①処理まで3日要するため、遅くとも施工1週間前には提出すること。
- ②仮復旧後数日放置し、その後改めて転圧・本復旧を行うこと。
- ③給水管の場合、原則推進工法とすること。
- ④上水道分岐工事または公共下水道取付工事で掘削箇所が長距離にわたる場合や道路縦断箇所がある場合については、道路占用許可申請によること。
- ⑤提出書類で不明な点があれば、ご相談ください。

(問い合わせ先)

南陽市建設課 用地係

TEL 0238-40-3211 (内線 427)